広 告 掲 載 申 込 書

年 月 日

五城目町長 荒川 滋 様

申込者

住 所

名 称

代表者名

(EII)

(電話番号

広報「ごじょうめ」に広告を掲載したいので、下記のとおり申し込みます。

記

1 掲載希望日と広告の種類

発行月(号)	5月	6月	7月	8月	9月	10月
広告の種類						
発行月(号)	11月	12月	1月	2月	3月	4月
広告の種類						

(広告の種類は次により記入してください)

- 1号広告(1段通し)
- 3号広告(1段通しの3分の1)
- 2号広告(1段通しの2分の1)
- 2 広告料は次により納付します。(該当事項に○印)
- (1) 各号納付 (2) 6回以上11回分一括納付 (3) 12回分一括納付

3 広告の版下

別添のとおり添付します。

- 4 広告掲載における承諾事項
 - (1) 広告は、次の用件を備えていて、町が承認したものを掲載します。
 - ・ 広報「ごじょうめ」の公共性及びその品位を損なうおそれのないものであること。
 - 地域の商工業の発展を期するものであること。
 - ・ 風俗営業に該当しないものであること。
 - ・ 政治活動、宗教活動、意見広告、個人宣伝に係るものでないこと。
 - ・ 公の秩序、善良な風俗に反しないものであること。
 - ・ 青少年保護及び健全育成の観点から適切なもの。
 - 広告を掲載する事業主等は町税等を滞納していないこと。(いずれかに✔)
 - □町が課税及び納付状況を調査することを承諾します。
 - □滞納のない証明書を提出します。
 - その他公益上、特に支障がないと町長が認めたものであること。

- (2) 掲載の順位は受付順とし、掲載位置は広報の表紙・裏表紙等を除く、各ページ下面1段を原則とし、町が定めます。
- (3) 広告の版下は、広告主が責任を持って完全原稿で製作し、製作費は広告主の負担とします。
- (4) 第5条第1項に規定する企業等の1回当たりの広告掲載料は、次のとおりとします。
 - 1 号広告
 12,000円 (たて4.5cm よこ18.0cm)
 - 2号広告
 6,000円 (たて4.5cm よこ 9.0cm)
 - ・ 3号広告 3,600円 (たて4.5cm よこ 6.0cm) (6回以上11回分を一括納付したときは10%、12回分を一括納付したときは 15%減額します。)
- (5) 第5条第2項に規定する企業等の1回当たりの広告掲載料は、次のとおりとします。
 - 1 号広告
 18,000円 (たて4.5cm よこ18.0cm)
 - 2 号広告9,000円 (たて4.5cm よこ 9.0cm)
 - ・ 3号広告 5,400円 (たて4.5cm よこ 6.0cm) (6回以上11回分を一括納付したときは10%、12回分を一括納付したときは 15%減額します。)
- (6) 広告掲載決定通知書を受理したときは、納付書の指定期間以内に広告料を納付してください。指定期間以内に納付されないときは、広告掲載を取り消すことがあります。
- (7) 納付された広告料は還付されません。ただし、広告主の責めによらない事由により、広告掲載ができなかったとき、及び掲載広告が申し込み版下と大きく相違したときは、還付することができます。
- (8) 広告掲載を希望する方は、掲載希望発行日の30日前まで本広告掲載申込書を役場まちづくり課あて提出して下さい。
- (9) その他広報「ごじょうめ」広告掲載取扱要綱に定める事項。